

議会基本条例策定代表者会議

○平成26年10月6日（月曜日）

場 所 第一会議室

出席議員 15名

座 長 森 戸 洋 子 議員
副 座 長 宮 下 誠 議員
中山 克 己 議員
鈴木 成 夫 議員
片 山 薫 議員
渡 辺 ふき子 議員
斎 藤 康 夫 議員
水 上 洋 志 議員
板 倉 真 也 議員

湯 沢 綾 子 議員
白 井 亨 議員
林 倫 子 議員
小 林 正 樹 議員
百 瀬 和 浩 議員
五十嵐 京 子 議員

欠席議員 0名

事務局職員出席者

議会事務局長 加 藤 明 彦
庶務調査係長 清 水 伸 悟

議会事務局長 飯 田 治 子

午後3時05分開会

○森戸座長 お疲れさまです。小金井市議会基本条例策定代表者会議を開催いたします。

8月18日までに幾つかのことをお持ち帰りいただいていることでもあります、順次議題としていきたいと思ひます。

まずナンバー37であります。これは全員協議会の開催請求の要件をどうするかということでありましたが、持ち帰っている会派があるんですが、まだ結論出ないようですので、今日は保留にし、次の10月29日に結論を出していきたいと思ひます。基本的には2会派以上の議員の請求があった場合ということ、4分の1の②で統一できないだろうかということでありました。各会派の皆さんも改めて会派でご確認をいただければと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

この件についてはよろしいですか。

○斎藤議員 私の記憶でいうと、2会派4分の1

でどうかという意見はあったのは覚えているんですが、全体をそれでどうかという、そういう文脈には、流れにはなっていたというふうに私は思えないんですが、何か議事録等でそうなっているのでしょうか。私は12分の1、今のところ議るつもりはありませんので、よろしくお願ひします。

○森戸座長 斎藤議員からは4番で行きたいというお話があつて、そうしますと、じゃ、全体がそろったところでもう1回やりましょうかね。不一致だったら、もう不一致で、現状維持の議長判断で申合せで行くということにならざるを得ないということになりますので。

12分の1のご意見、それから4分の1、①の議長判断ということになりますので、その三択でもう一度、じゃ、各会派ご検討いただくということですね。かなり議論していますので、もう不一致だったら不一致にして、現状で行くということにならざるを得ないかなと思ひますが、どうでしょ

うか。

○齋藤議員 とりあえず今、自民党、民主党の返事待ちということですね。

○森戸座長 そうですね、自民党、民主党の返事待ちです。

では、37は現時点ではこれは継続、次回ということにします。それで、齋藤議員からおっしゃったんですが、ちょっと私たちの記憶では、議事録は確認していませんので、もう一度確認します、次回までに、ちょっとその時間がなかったので、もう一度齋藤議員の主張も確認させていただいて、次回、改めてということにしたいんですが、よろしいですか。

では、続きまして38、第5章の「自己研さん・調査・研修・政策立案」であります。これは持ち帰り事項で討議の保障を何章に規定するかということでありました。ほぼ第2章の議会の運営及び議員の活動原則ということだったんですが、これは生活者ネットがお持ち帰りになっています。自民党は1でもいいというご回答を頂いておりますので、生活者ネット、いかがだったでしょうか。

○林議員 大勢に従います。

○森戸座長 大勢に従う。では、これは第2章に持っていくということでもよろしいですか。それでいいんだよね。自分でも思い出せなくて。では、38は第2章に持っていくということで決定をいたしました。

続きまして、39は飛ぶんですね、これは一致をしたと。すみません、42でしたか。42、議会図書室。

○飯田議会事務局次長 議会図書室のところで、「情報公開コーナー等との連携を図るものとする」というところで皆様の一致されておりますが、このところで担当課の協力を得られるかどうか、事務局の方で確認をさせていただくことになっておりました。確認しましたところ、お貸しできるものはお貸しすることができるというように聞いて

ておりますので、ご報告させていただきます。

○森戸座長 ということです。お貸しできるものはお貸しすると。これは何かありますか。これも一致したんですね、ここだけですからね。

○飯田議会事務局次長 一致していて、ちょっと担当課との確認の報告だけです。

○森戸座長 そうですね。では、これも決定ということでもよろしいですか。市民会議から、第1項があれば第2項も包含できるのではないかと、うお話があったんですが、いいですね。では、これも決定とさせていただきます。

続きまして、ナンバー44は、今日、皆さんのお手元に47がありますけれども、それとの関連がありますので、この47のところ議論をするということでもよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○森戸座長 そうさせていただきます。あとでやります。

次に、45です。この45は「条例の検証」ということで、今日、生活者ネットから資料が提出されておりますので、林議員からちょっとご説明をいただければと思いますが。

○林議員 議会基本条例の検証をどういうふうにするかということで、手元にあった資料から三つの自治体の例がありましたので、出させてもらいました。生活者ネットとして提案したのは、3枚目の所沢市議会の例を、以前提案をさせてもらっています。それで、資料としては40ページから始まっているんですが、2009年に議会基本条例を制定して、改正も行いながら、評価の実施要綱を決めて、評価表を毎年作っているというようなやり方を所沢市議会では行っています。こういった事例を参考にしながら、是非丁寧な検証を皆さんで検討していただければと思っています。

○森戸座長 ということでもあります。これは案1と案2がありまして、案1と答えていただいている方が、これは1回表明していただいたんでした

か。まだ、したか、したんだよね、そうですね。案1が自民党、共産党、公明党。民主党もですか、2ですね。みんなの党。市民自治と市民会議が「○」となっているのは。案2、すみません、片山議員は。

○片山議員 前回のこれ。

○森戸座長 案2だけ。

○片山議員 案2ということで申し上げています。

○斎藤議員 私が危惧していたのは、検証の時期を決めると、逆にそれ以外のところでできなくなってしまったというところですが、皆さん、案2が多いようですので、それでも結構です、私は。

○森戸座長 案2で。

○斎藤議員 全体にお任せします。

○森戸座長 案2。市民自治も案2。そうすると、案1、案2が民主党も案2ですね。そうすると、民主党、生活者ネット、改革連合、市民自治、市民会議、こがおもですね。案1が自民党、共産党、公明党、みんなの党。二つに分かれました。改革は案2か。

○五十嵐議員 改革連合のコメントのところに書いているんですけど、はっきり言って案1と案2の違いというか、案1を主張する会派のご意見を伺いたいんですけど、私は単純に第1項の方で、どこで研修するかを記載して、第2項で必要と認めるときは改正を含めて適切な措置を速やかに講ずるというふうな感じで見たんですが、案1だと、第1項にも「必要に応じて」とあって、第2項にも「必要と認める場合には」とあって、何か丁寧といえば丁寧なんですけど、2回も「必要に応じて」とか「必要と」って必要かなというふうにちょっと思ったものですから。1を主張している会派の方のご意見を伺いたいんですけど。

○森戸座長 ということで、1を主張している方のご意見、いかがですか。

○水上議員 確かこの議論をする中で、検証の何か仕方みたいなことが議論になったと思うんです。

つまり、1からずっと最初から全部見直していくというやり方でいくのか、例えば必要に応じて、議会運営の中でちょっとこの辺は変えた方がいいんじゃないかとなったときに変えた方がいいんじゃないかみたいな議論があつて、そういう延長線上で、私たちは確か「必要に応じて検証する」ということで、「必要に応じて」という形の方が検証の仕方としてはふさわしいのではないかということでも主張したんじゃないかなというふうに思うんですけど。

○五十嵐議員 要するに、一から見直すということではなくて、必要に応じてという意味の「必要に応じて」だということですね。

○白井議員 私の捉え方としては、一応案2の方を選択しているわけなんですよね。案2の方で考えると、やっぱり一定期間、一通り検証するというを意味しているわけなんですけれども、ただ、今、水上議員もおっしゃったように、必要に応じて、これはおかしいよねということが、もしその都度露見されれば、それについては別にそこについて検証して、場合によっては改正していくということは、当然やるべきものという認識でいます。だから、そういうことを一切やらないのではなくて、そういうことも必要に応じてやりながら、基本的にはどこかで一通り検証する機会を、例えば任期のうちに1回設けましょうよと、そういう思いで私としては案2を選択しております。

○森戸座長 なるほど。2年経過したところ、2年に1回ですね。

○林議員 それで、なぜ私が所沢市議会の資料を出したかということ、さっきも説明したように、毎年やっているんですね。前回の議論の中で、必要に応じてというのは中身についてもそうでしたが、確かサイクルについても一定議論があつて、2年ごととかあるいは任期のうち1回というような意見も出たと思っています。その中で、議会改革のサイクルに乗せてしまえば、それほど労力をかけ

ずに検証ができるんじゃないかということで、私、所沢市議会の資料を出しているのを思い出しましたので。中身についてもそうですが、サイクルについても、まだ余り方向性は出ていないのかなというふうに思っています。

○森戸座長 これ、所沢市の場合は1年間の評価をしてるということですよ。これ、達成度って、何をもって達成度になるんですかね。公表したというのは「○」、会議録の公開、議員の賛否を公開、説明責任。

議会基本条例に規定する項目でやっていることとやれていないことがあると。やれていないところは×になっているわけですね、これは表を見ると。

それで、必要に応じてやりながら、例えば2年に1回定期的なものにするという、例えばねという提案もありました。所沢市は、これ、1年に1回やっているんですか。ちょっとよく……。2回まとめを行っている、2010年、2012年。

○宮下議員 報告書の作成は毎年度6月に議会運営委員長が行うと。

○森戸座長 斎藤議員は、余り期間を決めて行うことは反対だとおっしゃっていて、必要に応じてやりながらということに近いんですかね。

○斎藤議員 そうですね。案1に近い。

○森戸座長 案1に近いですね。案2というよりも案1ですかね。この案2というのは、定期的にするということですよ。案2は。ですよ、そういう解釈でいいんでしょうか、案2と答えている方は。白井議員は、今、「うん」とうなずかれましたので、そうなのだろうと。

○鈴木議員 多分、開催が年何回になるかということとも密接に、これ、関連してくるのかなと思うんです。まだ試行が1回だけということで、1回やればそれなりに反省点、振り返りの中で改善点が見えてくると思うんですけど、そこはある程度は議会報告会の実行委員にお任せするところ

もあり、そこの関係性で、ある程度は報告会の実行委員会にお任せしながらやる部分と、その中では解消できない問題が出てきたときに、その都度問題提起があったときに議会運営委員会で諮って協議するという、そういうイメージでいるんですけど。

○森戸座長 なるほど。そういう意味では、定期的ということより、必要に応じてという形になるんですかね。

○五十嵐議員 さっきちょっと質問させていただいて、分かりました。私はこの案2の表現の仕方、ここで言っていることが定期的というイメージにはとっていなかったもので、ここで定期的と読み取るのかと、ちょっとそういうふうに気がついてしまったので。（不規則発言あり）そうなのね、私はこの文章だけで、そこまで読めるかなと、逆にそういうふうにちょっと思ったので、そういう意味ではないですよ。どちらかというと「必要に応じて」。むしろ、どちらかというと、どこで検証するのかというところの部分が大事でこの条文があるのかなと思ったので、それ以上のことを余りここに盛り込む必要があるのかなという思いも含めてです。

○片山議員 前回のときに、2項なんですけど、こちらで「必要と認める場合は」というのが消されていて、「に基づき」と書いてあるんですけど、そんな話にはなっていなかったんですか。それで、多分そんなふうにしましょうみたいなことになっていた気がしたんですが、確認をできれば。

○森戸座長 「結果に基づき」で決めたんですか。「結果に基づき」という。（不規則発言あり）変わっていたか。何か、自分たちで作って。そうか。そうですね、2項は、結果に基づき、全項の検証（不規則発言あり）なるほどね、もし、「必要に応じて」とすれば「基づき」ということですよ。

ということなので、どちらかということなんで

すよね。所沢市議会のように、全項を行うかどうか。これ、全項を行うとしたら、市民の満足度がどうかということも評価に入れないと、ちょっと何か自己満足的にならないかという気はするんですけどね。

○中山議員 要は、何を行うかというところが重要だと思いますね。ですから、検証をして、必要に応じて中身を変えていくということが保障されていれば、それでいいと我々は思っていますので、そこで皆さんと意見が一致できれば、ここの文言に関しては余りこだわっていません。

○森戸座長 分かりました。

○白井議員 定期的にとということに、私は若干こだわっているところがあるんですけども、何でもそういうふうにするかという意図はあります。例えば、定点観測でその期間の、例えば傍聴者数だったりだとか、予想はちょっといろいろ問題あるかもしれませんけど、何かやっぱりずっと一定期間で期間ごとの結果をはかる指標というのがやっぱりあると思うんですよね。これまでやってきたことがどうかということも含めて、そういう定点観測ができるということを考えて、定期的に一定の期間をもってこの期間はどうだったかということ振り返るといのは、数字をもって振り返ることができると思うんですよね。それが必要に応じてということになると、その期間の比較検討が曖昧にもなるし、区切りがないような気がしますので、なので、そういう意味でも定期的にやるというのが必要かなと、私は思っています。

○小林議員 今、白井議員が言われたような、数値で見れるものは、それはそれで見れるのかなとは思いますが、今でも、資料として出していたこともあると思いますが。ほとんどの部分というのは、委員会運営がどう行われたかとか、そういった部分なので、なかなかある種の評価表を見ても、この評価というのが、それがどう市民のためにつながっているのかというところが難しいなと思っ

ていて、私がイメージしていた評価というのは、昨年、塩尻市議会か、行ったときに議会改革バージョン2を挑戦していますみたいな話があって、今回定めたものが、必要な条項があるのかないかみみたいな、そういう評価というのを常にやっぱりブラッシュアップしていくことが大事だと思っていて、1個1個のできた、できないというのは、それはそれで必要だけれども、それを定期的になしていくことが価値あるものかなというの、ちょっとぴんと来ないところはありますね。

○森戸座長 ということ、そういうご意見があります。どうでしょうか。

○鈴木議員 いろいろ、もちろんこれで基本条例の一つの柱として、例えば議会報告会をやると、そうしたときの評価が、今、小林議員が言われたように数字ではかれるものなのかということが少し分からないんですね、今、現状では。よし悪しじゃなくて。やはりそれは単純に、市民の参加者の数で図るものか、一方で、議会の側には議決に至ったプロセスを説明したりとか、いろいろ議会の側にも開催をしていきたいという意思がある、ときにはすれ違うときもあると思うんですよね。これもある程度数をこなしていく中で、互いに課題が見えてくるのかなと思っていて、まだ本格的に一度も始められていない状況で、余りそこにとこだわってしまうと、前に進めないのかなという思いもあり、もちろん、必要に応じてこれを見直すということが担保できれば、この内容でもいいのかなという思いなんです。現状はそういう考えなんですけど。

○森戸座長 必要に応じてやりながら、走りながら考える。また、全面的にやる場合もあるということですよね、必要に応じて。

○鈴木議員 多分、1回ずつやってみると、その都度振り返るべき反省点が出ると思うんですよ。そこは大方、実行委員も含めて参加した議会全体で共有できるのかなと思っています。その中で、

解消すべき、どの会議体というか、場所で協議して解決するのかという問題なので、それは議会全体で考えて、議会運営委員会とか、実行委員会とかという意味で、解消できる中で解消していく、そこは、だから、「必要に応じて」というところにかかるのかなと思うんです。

○白井議員 なので、「必要に応じて」というのは、もう私も否定しないので、何かやっぱり条例に書かれていることと、実際に起こったことが、そごがある場合は、それは誰からの発意で恐らく問題にはなるので、そこで、それについての議論というのは当然あるべきだと思うんですよ。それを一定期間でしかやらないというつもりじゃないので、必要に応じてというのは、私も当然やるべきだと思っています。

一定期間で一通り検証するというのは、やっぱり、例えばそういう明らかな、ちょっと条例とそごがあること以外でも、もう1回見直してみたら、こういうことってやっぱりやっていないよね、やっていないことは誰も問題にしないわけですから、一通り検証するという機会がどこかの段階で必要だと僕は思っているんですよ。そういうのをやっぱり定点観測するというのは、すみませんが、私はもう当たり前だと思っていまして、余り言いたくなかったんですけど、僕は1年に1回やるべきだと思っていますよ。恐らくそれは一致しないだろうから、せめて任期途中で1回ぐらいはそういうことを、機会をしっかりと設けるべきだと思っています。

○森戸座長 白井議員からは、本来1年に1回やるべきだというお声もあります。ただ、それは無理でも最低2年に1回とか、4年に1回になるのか分からないですけど。ただ、項目をやったかどうかということも大事なんだけど、そのやった中身がどうだったのかという点検評価も必要ですよ。やった中身について鈴木議員がおっしゃったように、改革は議会報告会も必要なのかもしれない

いし、そういう、市民から見てやっぱり改革してほしいということが出れば、それはその都度改革はやっていくということだと思うんですけど。

○小林議員 整理した方がいいと思っていて、今、鈴木議員が言われたような報告会とか何かイベント、事業をやったら、それを評価する、反省するというのは、それこそ当たり前で、それはやるべきだと思っていて、議会基本条例の中の大事な議会改革という意味では、議会運営委員会を開くたびにその議論の場になっているわけですから、1年に1回どころじゃないと思っていて、要はこういった評価表を使った評価を定期的に行っていくのが、毎年要るのかというか、こういう評価の仕方をやっていくことが妥当なのかという議論がまだ要るよねという思いでのところなんですけれども。

○森戸座長 なるほど。個別具体的な中身の改善は、これはこれで必要だということですよ。ちょっと所沢市議会のこれだけでよく分からないのは、項目をやったかやらないかという評価だけなんですよね、これでいうと。ただ、それだけで所沢市議会が終わっているのかどうか、その点は林議員、お調べになっていますか。

○林議員 すみません、そこまではまだ調べがついていませんので、また調べて回答します。

○白井議員 所沢市議会の評価報告書に関しては、ここに添付されている一覧でやっていないという、「○」、「×」がついている評価表だけではなくて、一応個別にこういう事業、こういう事業という、幾つか取り上げて、それを細かく、背景から審査の概要、実施後の検証、今後の方向性と評価という、何かA4、1枚で一つの事業ごとというか事項ごとに結構詳しく書いてありますよね、やった経過とかというのを。なので、そういう、ちょっと議会改革、議会基本条例にのっとった議会改革、その項目の詳しいことを1枚にまとめたものを幾つか挙げて、評価表としては出されてい

る。最後にこの一覧の各条文ごとのことが書かれているという、こんな感じで構成されているようです。

○森戸座長 ありがとうございます。この40ページ目の流山市議会はあれですね、再検証項目ということで何か詳しく書いてあるんですね。流山、所沢。所沢市は、いろいろ評価を1枚ずつに書いてあるということなんですね。これをやるのは、なかなか大変ですね。

○白井議員 全く所沢市議会のまねをするかどうか、ちょっとやり方は多分いろいろあると思いますので、その細かい内容については、またちょっと別のところで話し合うとして、要するに、せめて任期中1回ぐらいは一通りチェックしましょうねということが合意できれば、私としてはうれしいんですけど。ちょっと今の段階では違うかもしれませんが。内容の細かいところまで行ってしまうと、この話は進まないと思います。

○森戸座長 任期中1回ぐらいですかね、やるとしても。次の議会に申し送りをするような形で、最後、やるにしても。3年目から、3年目の最後の年に、3年間を振り返ってやる感じなんですかね。もし定期的にやる。

○鈴木議員 閉会中委員会の所管事項のこともありましたけど、ああいう形で課題が出てきたときに、議会運営委員会に投げてやりとりがありますよね。それなりに時間がかかるんだなということはいくぶん分かるわけですよ。議会運営委員会も1回ではなかなかその結論にたどり着かない、こちらでもそうですよ。すると、簡単に1カ月、2カ月、時間がかかってしまうのかなと思っていて、これ、言うはやすし行うは何かで、そこも頭に最初からある程度考えておいた方がいいのかなという思いです。

というのは、この基本条例ができ上がって、議会報告会だけにこだわるつもりはないです。ただ、市民の側からしたら、まずその取組として一番前

面に出てくるのはやっぱり報告会だと思うんです。それが何回できるかの中で何回振り返られるの。総合的に見直して、見直しまでたどり着けるかどうか。今、座長がおっしゃったように、次の任期に課題を送るまでに整理できるかどうか、これもまたその評価と検証って時間がかかるんだと思うんですね。だから、ここを皆さんと、その時間的なことをどう考えるかだと思うんです。選挙が近くなってくると、それなりの自分たちの時間も必要になってくるし、だって、そうでしょう。そこもやっぱり考えてスケジュールというか、どうなんでしょうね、手間がかかる話ですから、丁寧に進めていくためには。そこは考えた方がいいかなと思いますね。

○白井議員 一応、今、鈴木議員がおっしゃったことは本当そうだと思うので、確かに評価、検証自体、それがもう評価、検証、それで実行のアクションって、改革というところにつながっていくと思うんですけど、その一連の流れを全部とられてしまうとすごい時間がかかると思うんですね。一応、私もいろいろなことをやっぱり想定しまして、ここに書いたのが、例えば任期4年ということのを想定したときに、2年経過したところでやりましょうと。その後、検証した上で必要な改革というのがテーマとして見出すことができれば、それはそれで改革という形に走っていくと思うんですけれども、4年の任期で全てやっぱり完結しないと思うんですね。

だから、まず、現状の、じゃ、条例に対して運用、その問題点では何がというのを洗い出すところをやっぱり任期の途中に1回はやりましょうということ、そこが多分共有できればいいと思うんですね。なので、2年経過したときに、じゃ、2年やってみてどうだったかというのを検証してみて、問題点が例えば3年目の途中で洗い出すことができれば、どういうふうにそれを改革していくかというのは、多分引き続き議論が続く

ことだと思うんですよ。だから、それが全てそれを含めての改革が終わるところで4年終わるとは限りませんが、どういう問題点があって、これからの課題というのが何か示されている状態というのを、ある意味申し送りになる、するということにもなるんじゃないかと思しますので、全て多分完結しようとは思っていません。

○林議員 1年ごとというのを提案したのは私なんですけれども、ちょっと今話を伺っている中では、毎年定期的にとというのは難しいのかなというふうには思いますので、それでも2年に1度なのか、2年に1度ぐらいの感覚で定期的な見直しができるというところが、そこで確認が取れば、毎年ということには今の段階ではこだわりません。

やり方についても、所沢市のやり方だけが全てではないと思っていますので、やり方はやっぱり小金井らしいやり方というのがあると思いますから、そこについてはこらしいやり方というのをもう少し皆さんで話し合はしていきたいと思っていますんですけども、そういう意味ではちょっと毎年ということではなくてもいいのかなというふうには、今、思っています。

ただ、やはり何か問題が出てきたときに、じゃ、検討しましょうということになると、もしかしたら4年の任期の間で1回も見直しということがないということにだけはならないようにしたいというふうに思っていますし、これはこの任期の話だけではなくて、これから先、ずっと誰が議員になってもブラッシュアップということは必要になってくることだと思っていますので、是非定期的な見直しというところは皆さん前向きに検討していただきたいなと思っています。

○片山議員 実際はこの検証するということが確約されていればいいなとは思っているんですけども。必ずやるということで。ただ、できれば、本来は、この今回の議会ですぐに、次の議会になる前には一度は見直したいなというのは、本

当はあります。それは、実際、でも、できるかどうかはそのときの状況にもよるかなとも、ちょっと今思っているところです。

私も1年ごとにというのを提唱しているわけなんですけど、所沢市議会のを見させていただくと、これ、かなり簡単な感じというか、割とすぐできるような感じがしますよね、本当にこれは、ただ項目を立ててちゃちゃちゃっとチェックしていただくだけで、だから、こういう形であれば、本当に割と簡便にはできるのかなとは思っています。また、市民にも分かりやすく見せられるかなというふうには思ったりするところです。ただ、これがいいかどうかというのは検討が必要かなというふうには思いますけれども。できるだけ、やっぱり最初のうちは市民も注目していると思うので、何かしら示していけるものがあるといいのかなというふうには思います。

ただ、実際にきっちり検証していくということであれば、先ほど白井議員がおっしゃったようなスパンを考えながらやるというのはあるのかなとは思っています。4年に1回のどこかの一定の時期ということ、定期的にとすることを念頭に置くとすればというふうに思います。

それは、だからやりながら、もし可能であれば1年ごとということにもシフトできるように考えながら、とりあえずやるということを引きちんと確約して、今回の議会ですぐにやるかどうかというのは、少し検討していただければいいなというふうに思っているところです。

○斎藤議員 このところは、私、そんなにこだわるところではなかったんですが、皆さん、大分こだわりがあるようで。でも、これってあるときに成績表をつけるというような類いのものではないというふうに私は思っていたものですから、ちょっと認識が違うなというふうに思っています。

例えば、議会の運営って常にやっているわけですから、それをやっているときにこの条例とここ

違うねということで、その議会の直すなり、場合によっては条例の方を逆に実態に合わせるという形というのは、常にやるものであって、ある時期にそれを成績表を作って行うものではないというふうに私は思っているんですけど、違いますかね。

○小林議員 同じなんですけど、この評価というのはどうもぴんと来ないのがそこにあって、これは議会の実施計画ではなくて、最高規範にするかどうかという、基本条例なので、やっぱりこれに沿ってやっていくべきで、それに何か問題があれば、それはいつでも確認をするべきだと思います。確認をして、見直していくとするならば、この条例の制定の目的が、市民の福祉に寄与するという大目的がありますので、この条例をどう見直していくのか、バージョンアップしていくのか。そこを評価していくということは、場合によっては任期に1回は大きく必要かなというようには考えています。

○片山議員 私は、議会がただ自己満足で作っているものではなくて、これはやっぱり市民に対してどういった効果があったかということを中心に知らせなければいけないと思うんです。それが、だから、何かしらの、例えば委員会でも調査の柱を立てたら、それを2年ごとというか、最終的に報告を出すとか、そういった会派ごとの意見を出すということもありますので、何かしらのそういった報告でもいいかもしれないです、検証というか、今回、特に今議会なんかは余り時間があるわけではないので、そういった感想的なものでもいいんですけども、何かしら最終的なものというのは分かりやすい、市民に見せられる形を考えていくべきだと思います。

○五十嵐議員 内容に関しては、私は個人的には1年ごと、2年ごと、3年ごとの定期的な見直し、点検というのか、一から見直すというか、あんまりどうなんだろうと、ちょっと疑問を持っているんです。何度も言いますが、案2を選んだこ

の条文で、これが一から見直すということなんだというの分かるだろうかというのがすごく疑問で。みんな議論の中でそう読み取っていますけど、これでしか残らないわけだから、条文としては。この文章でそう読めるかなというのをさっきからずっと。むしろ逆に言うと「必要に応じて」の方がちゃんと見直すんだよというイメージがあるみたいな、受けるみたいな、そういう印象を持つんですけど。ちょっと意見として。

○森戸座長 ですから、案2の場合は定期的に検証するものとするとか、入れなきゃいけないということよね。（「入れるなら話は分かりますけど」と呼ぶ者あり）多分、案1と思っている方というのは、議会というのとは何かこれをやっていないからやらなければいけないからわざわざやるというのではなくて、いろいろな市長からの議案が出てきたり、私たちの議員提案が出されたり、そういう中でいろいろな地方自治法の活用やいろいろなことをやりながら、生きていますから、活用するんだということだと思うんですよね。ですから、これはやっていないから、やらなければいけないから、そのために無理やりこうするというのではないものかなと。その辺りのやっぱり整合性がきちんととれていかないと、ただこれはやった、やらないとか、やっていないから問題だということになっていくと、ちょっとまた目標が違ってくるというか、それぞれが議会活動に臨んでいる目標が変わってくるかなという思いがあるんじゃないかと。その辺りがちょっと定期的という方々との違いかなと思っているんですけどね。

小金井市の議会って何でもありでやってきたところがあって、いろいろなものを活用したんですよ。議員提案はもちろん、市長の方も再議を使って、再議権を使って、こんな再議権を使っている市というのはあんまりないんじゃないかと思うぐらいなんだけど、そのぐらい活発なんだろうと思うんです。だから、そういう意味では何か。

(不規則発言あり) そうですね、地方自治法を満載に活用している議会だと思うんですね。資料要求についても165件も資料要求するというのは、小金井市議会ぐらいだろうと思うぐらいで。

それには評価はいろいろあるにしても、その辺りをどうしたらいいか。私たちが検証した方がいいのか、市民から見てどうなのかということをもらうと、また第三者評価になってしまうね。両面あるかなと。(不規則発言あり) そうそう。そうですよね。と思うところもあるし、おっしゃるように、「○」、「×」でやるとはっきりするなというところもあるしという。「○」、「×」だけではないとは思いますが、所沢市議会は違うと思うんですけど。

○斎藤議員 その成績表みたいなことをやるとすれば、例えば公聴会制度や参考人制度を使わなかったら0点で、10回使えば10点、そういう評価になるんだろうかというのがあるじゃないですか。それは、では、たくさんやれば、何が何でも呼んで、そんなに必要がないのにそのことを乱発するのがいいのかということもあるし、私は定期的に何かの評価というのはなかなか難しいんだろうと思うんですね。それよりも運営をしていて、この議会基本条例に沿った運営ができていないのではないかと感じたときに、そのときにそれを提案して議会の動きを直すのか、それとも最初につくった条例が実際の動きとは少し違うので、条例を直すのかというのは、それは議会改革と同じように随時やっていくことなのではないかなというふうに思うんですね。これをつくったことによって、議会はどう変わったかというその評価というのは確かにあるかもしれないので、そしてその評価も客観的な評価というのは、私はできないと思っていて、主観的な形でそれぞれの議員が報告書を出すなりすることなんだろうと思って、客観的評価というのは非常に難しいのではないかなと思っています。

○林議員 ぼつりぼつりと思い出しているようで大変申し訳ないんですが、今、自分が書いた意見集約用紙を見ていて、この検証の中に研修を含めるということも一つ提案として入っているんですね。そうすると、やはり研修の部分については、誰が実際に研修をするのかというような議論があって、条文としてはなくなったと思うんですけど、この基本条例についての研修を行うという条文はなくなったのではないかと考えているんですが、8月5日の修正事項の中ではまだ生きていますが、その後ではなくなっているのではないかと思うんです。

この検証と研修を兼ねるということになると、やはり一つずつチェックをしていくということも必要にはなってくるだろうなと。その検証をしながら、それこそ初当選の議員は、ああ、小金井市議会はこういうふうな、こういう議会になろうということをして市民と約束をして運営をしているんだということ研修する機会にもなるということがあったと思っていますので、やり方、所沢市を全部まねするというにはならないのかなということもありますし、点数をつけるだとか、そういったことにもならないのかなというのはあるとは思いますが、全体、一度、みんなで見直しをしながら、それが研修を兼ねるというような観点でも、少し検討をしていただけないかなというふうに思います。

○森戸座長 検証を兼ねるという意味でもということですかね。評価をやった方がいいということですよ。いかがいたしましょうか。

○百瀬議員 今までの議論を聞いていまして、案2だと、何か定期的にやっていくというイメージを持っていて、案1だと何かすごくネガティブなイメージをお持ちの方もいらっしゃるようなんですが、私はちょっと全然逆で、もし案2を定期的にとイメージを持っているんだったら「定期的」ということを入れなければいけないし、私

はむしろ必要に応じて、非常に曖昧な言い方なんですけれども、その中に定期的にやるのも含まれるだろうし、第三者評価みたいなものも今後必要になれば、そういうこともやっていけるような許容範囲が広い表現ではないかなと。これだけ読むと、何となく曖昧でいいかげんという言い方は失礼なんですけど、何となく分かりにくい表現なんですけど、この法律の条文としては、これが最大の何か許容するような表現の一つなのかなというふうに私は捉えておまして、一定のサイクルの検証も当然この中に含まれるだろうし、あと自己評価、あるいは市民の評価というのは今後必要になれば、そういうこともやっていけるような表現なのかなと思って、私は案1と一応しております。

○片山議員 ただ、作業部会に変えたときに、どういうサイクルでやるかとか、何かをある程度ここで認識をとっておかないとややこしいことだなと思っているだけなんです。私としては、いずれ、どちらかという定期的な方がいいなというふうに思っているところなんです。

○森戸座長 多数は案1ということなんですけど、ただ、「必要に応じて」というのも曖昧なところがあるというのは拭えないんですよ。ですから、その辺りの「必要に応じて」というのをどうするかということはあると思うんですが、そのときに全項目、もう1回、一切点検してみようということもあるかもしれませんよね。そういうことも含めて、必要に応じてということでどうなんですかね。それで、もう4年たったんだから、みんなもう1回見直そうよということが一致できれば、そこで一致して、もう1回全部見直してみると、自分たちの議会活動を見直してみることも含んで「必要に応じて」ということでは難しいですかね。ちょっと、毎年1回というのは、何かそれが目的だけになってしまって、任期中1回ぐらいは何とか「必要に応じて」の中に含めて、1

回、やり方はどうかよく考えるけど。

○水上議員 個人的な意見なんですけれども、議会基本条例自身が、議会で作っているのと同時に、市民からも一定の要求があったりとか、市民とは前期は市民との懇談会をやってきたりしていますよね。僕は、議会改革のこういう成果というのか、進み具合も含めて、ある程度報告はする必要はあるかなという気はするんです。片山議員が言っていた報告と同じことかどうかは別として。

そういうものとして、任期中に1回ぐらいは、これ、ちょっと見て、こういう点が変わったとか、もっとこうしていくべきだみたいなことを何かある程度検証の仕方というのはいろいろあるから、一から条文ごとに全部見ていくのか、「○」、「×」にしていくのかというのは、「○」、「×」とか点数化とかいうのは難しいけれども、ある程度まとめて市民に返すということは必要なのではないかなとは思いますがね。だから、「必要に応じて」というのは、僕は議会基本条例というのは、ほぼ僕らが日常的に議会運営していることを条例としてまとめたものだと思うんですよ。何か新しいものができたわけではないと思うので、それは日常に実践の中で検証されていくべきものだから、何か一から見直すということを毎年毎年やっていくというのは、何か余り合理的ではないのではないかなということで、「必要に応じて」と言っているんですけれども。検証の仕方はいろいろあっても、任期中に1回ぐらい見ていくというのはやり方に応じては何かできることではないかなというふうに思うんですけど。

○森戸座長 やった、やらないの評価というか、そういう点検はあるかもしれないけど、そこに評価が入ってくると、多分一致しないで終わることも多々あるんじゃないかと思って、そこを多分皆さんも危惧されているんだろうと思うんですよ。だから、そういう意味で「○」、「×」形式でやりました、やりませんでしたというのはあっても、

では、それが本当に検証と評価になるかどうかというところが、どうかなと思うところはあるんですよ。

○宮下議員 ちょっと今までの議論の中でも出ていましたけど、これ、例えば小金井市でいうと第4次基本構想とか、第3次基本計画とかいろいろありますけど、基本構想、基本計画というふうな言い方でいくと、この基本条例というのは基本構想みたいな、大枠の方向性みたいなものを指さしているものになるのかなというのが、ちょっと私の考え方なんですよね。だから、基本計画みたいな形で、いつまでに何をやるみたいな形のものがあれば、細かい定期的な検証でびちびちに詰めていくというのは議論としては成り立つと思うんですけども、これはあくまでも基本条例なので、それでもって定期的な検証なり評価も含めてうんぬんというふうな形でびちびちにかためていく方向で詰めてしまうと、ちょっとこの話ってまとまりにくいのかな、絶対だめとは私、言いませんけど、まとまりにくいのかなというのが正直、今聞いていて思っています。

○森戸座長 したがって、例えば4年に1回、水上議員がおっしゃるように言うとしたら、やるとしたら、それぞれが課題に思っていることを出し合って、そのことについてどう考えるかという、条例から見てどうなのかということを出し合っていくということなのかなと。その中には市民との懇談が入ることもあるかもしれないということですよ。宮下議員がおっしゃるように、基本構想だと。基本構想をどこまで評価するのかという。例えば。

○渡辺（ふ）議員 そうすると、必要に応じてという言葉がある限りは、必要があれば、それは2年でも1年でも議論をするということが原則になるわけではあるわけですよ。ただ、全体を見るのは、任期中に1回でもいいんじゃないかというような捉え方というか、そういうことですよ。

○森戸座長 そうですよ。どうでしょうか。だから、「必要に応じて」が、では2年に1回になることもあるだろうし、それは4年でいいよという話になるかもしれない。それは、この施行する段階で実践をしながら確認をしていくという形ですかね。

○鈴木議員 そうなんです、僕らが意見として、ひとまず2年後に一度振り返れと書いたんですね。これは改選して、任期4年間丸々ある中で運用していくんだったら、単純に折り返し地点で一度振り返りたいなという思いなんです。

今、この条例がいつスタートして、議会報告会ができて、その評価、当然ある、自分たちがそれをどう消化して、これを次につなげていこうかというところを検証するだけでもそれなりに時間がかかるのかなと思うんですよ。そうすると、今、水上議員がさっきお話になった、任期中に最低1回やる、それは次はメンバーが変わる可能性がありますから、そこの次世代にしっかり引き継ぐために、一度まとめるんだという、そこで何とか一致できないのかなと。

○森戸座長 引き継ぐために。

○鈴木議員 また、それを当然改革はこれがスタートで、終わりではないですから、そのために必要な引き継ぎ事項って出てくると思うんです。それは一度まとめる。前期の議会改革の取り組み、今期引き継いだのと同じような形の作業になりますけど、そういうことというのは必要なかなと思います。

その在り方については、まだまだ皆さんで協議してかためていかなければいけないものがたくさんあると思うので、ここをまだ完全にかためてひくずすのは難しいなとは思いますが、やっぱり一つの改選というのは、メンバー交代する可能性がある中で、それをしっかり引き継いで、次の世代に渡していく作業は必要なかなという思いなので、2年ということには、決してこだわるも

のではない。今、座長がおっしゃったように、必要ならば1年でやればいいし、残り時間が幾ら残されているのかということを含めて、やっぱり見直していかなくてはいけないのかなという考えです。

○森戸座長 今の話だと、大体3年ぐらいやってみて、3年たった4年目のところでどうだったのかと振り返り、その改選時期の改選議会に最終的には何か引き継ぐものがあれば引き継いでいく。

(不規則発言あり) それは全項目というよりも、それぞれが各会派が感じていることを出し合っという形ですかね。使ってみて気になる場所という話ですね。

○白井議員 なので、スパンについては、だから、せめて任期中に1回ぐらいそういう一通り検証する機会は欲しいよねという思いなんです。何回も言うように、必要に応じて見直しとか、人に応じて個別の条文とか見直しとか検証とかというのは必要だという前提でありますね。

どういふふうにするのかな、何となく今、ずっと話を聞いていてイメージしたんですけど、みんな1個1個出し合うみたいな、こういう条文を作る、今議論している過程みたいなことをやるのではなくて、各条文に対して、別に誰かが一通りまとめていいと思うんですよね。要するに、何のためにそれをするかというのは、結局何か条文との運用のそごが、日々気づかないところであるんだったら、そこを発見するという、もしくは、例えばさっき公聴会制度とかそういう話もありましたけれども、別になんかその制度を使えばいいという話ではなくて、例えば振り返ったら、ああいうときに使えたよね、では、何であれを使わなかったのかという、そういう今後、それを更に活用していくための何かハードルになっていることが、実はあったんじゃないかという、そういう振り返りにもなると思うんですよね。

ところが、やっぱり明らかな問題が起こってこ

なければ、それで見直しという話にはならないものですから、もしくは対応で考えるということにはならないものですから、何か改めて振り返ること、それを活用するための何かポイントとか、やるべきことというのが見出してくるのではないかと、問題点とか制度をより活用していくための、何かポイントを洗い出すみたいな、何かそういうどっちかというネガティブじゃなくて、検証するというのはポジティブなイメージで捉えているんですけどねという意見です。

○森戸座長 必要に応じて行うことは一致していますので、ただ、問題はそのやり方のところを含めて、ちょっとそれぞれイメージしているのが、多分、白井議員とか片山議員、林議員がイメージしているのと、1案と言っている皆さんがイメージしているものと、若干まだずれがあるかなと思うんです。

だから、できたら、そこをもうちょっと詰めますか。全体はやることはいいということだと思うんです。ただ、問題は、どういうやり方がいいのかという。

○五十嵐議員 詰められますかね。今までの意見を聞いていて。むしろ「必要に応じて」という言葉に、もうその必要なときに委ねるしかないんじゃないかと、私は話を聞いていて思いましたけど。

○森戸座長 そうですか。そういうご意見もありますね。

例えば任期中に1回は点検をする、点検という、いろいろな形でやってみたらどうかという、最低限、任期中1回。

○斎藤議員 その点検というイメージなんですけれども、要するに条例を点検するのか、我々の行動を点検するのかということになるわけですよ。多分、その両方だろうとは思いますが、ですから、日々行っていることが条例とそごがあることを何年間も放置して、何年かに1遍にたえずわけではない、それは、それに気づいた段階

で修正をしていけばいいわけで、それをやるのを議会運営委員会でやるんですよと。そこは決めないといけないと思うので、それが私ども、100歩じゃないですけど、譲って、必要に応じてというところに、随時という意味と定期的と両方に含めるということであれば、そういう認識でいけば、その分でいえば条文としては一致するんだと思うんです。あとは、その評価、こんな評価をしたいという方がいらっしゃるのであれば、その評価書のフォーマットじゃないですけども、成績表なのか評価書になるのか、市民の意見を聞く形になるのか、何かそんなものをちょっと出していたらと分かるんだと思うんですよね。

ですから、条文は保留にした形で、そういった評価の仕方とか、評価項目とかフォーマットとか、そういったものを何か提示していただければ、イメージが共有できるのではないかなと思うんですけれど。

○片山議員 今、何人かの意見と、あと座長がまとめているような形であれば、私は案1でいいのかなというふうには思っているところなんです。どういう評価をするとか、具体的なやり方については、多分、すぐに今ここでということにはならないのかなと思っていて、作業部会にとか、時間ちょっと足りない、というのはどうだろうかなと思っています。

○白井議員 いろいろ意見を言わせていただいたので、私の願意は大体酌み取っていただけたと思うので。だから、明確にここで提起しなくても、案1の条文の中で、そういった意味合いが含まれるということであれば、作業部会2でやるかどうかは別として、どこかでそういう具体的な話を詰めていくということであれば、条文としては案1でいいと思います。

○森戸座長 作業部会で、2班で、白井議員、2班。では、ちょうどいい。（「提案を持っている人が寄せていただかない」と呼ぶ者あり）そう

そう、だから白井議員とか入っているから。林議員は違う。林議員、第2班ですか。（「違います」と呼ぶ者あり）1班ですか。

○小林議員 条文は案1の方向でかたまれば、それでとりあえずスタートしていくという、いろいろな逐条を整理したりしている中でも、詰まっていってたり、意見の違いがはっきりしたりとかもしていくと思うので、別の議題に、もう行った方がいいのかなと。

○森戸座長 いいですか。少なくとも、例えば4年に1回は何か、必要に応じてやるのと、斎藤議員がおっしゃるように随時やらなければ、それを放置しておくわけにいかないわけですよね、条例とのそごがあった場合は。それはそれでやりつつも、4年間総括的に見てどうだったのかというのは、任期中、最低1回はそういうローリングはしてみると。ただ、そのローリングの仕方はどうかというのは、またいろいろ意見が分かれるので、それはそのときに検討するというじゃないですかね。今、ここでそこまではちょっとやりきれないと思うので。そういうまとめでいかがでしょうか。

林議員、ご提案をいただいたんですが、いかがですか。

○林議員 思い出したので、もう1回言いますが、やはり研修をきちんと兼ねるといような方向性でやっていただければ、条文については案1でもいいのかなというふうに思います。座長おっしゃるように、中身については、これからどちらの班でやるのかは分かりませんが、精査を、できれば1班じゃない方がいいと思います。精査はしていく必要があるのかなというふうに思います。

○小林議員 ごめんなさい、今の林さんのご意見で、歩み寄っていただいているところで何なんですけど、いずれにしても、例えば見直し、評価をするのって2年とか4年というスパンというか、

1年でもいいんですけど。任期が変わっていきなりというわけにはいかないわけです。ただ、これの運用に関しては、任期が変わった最初の議会からしっかりと頭に入った状態でやってもらわなければいけないわけですから、それが研修の場にはならないということは思います。

○森戸座長 研修の場に。

○斎藤議員 ここに研修を持ってくるのは、ちょっと厳しいかなと。研修は別のところで明確にうたえばいいのかもしれないですね。任期の最初に研修をして、2年間ぐらい新人の方も2サイクルぐらいやっっている感じのところを3年目に、4年目だとつらいので、3年目に1年間かけて、やったときにすぐできるわけではないですから、1年間ぐらいかけて検証をしていくというぐらいになるんですかねという皆さんのご意見も聞きながら。

○森戸座長 小林議員もそういう感じですよ。1年目で何か最初に通ったときに説明をしても分からないというか、それだけでは分からないということですよ。そういう意味じゃない。もうちょっと前にやらなきゃいけない。（「変えたときに知るべきものは知っておかない」と呼ぶ者あり）なるほど。

ただ、条文上で覚えるだけでも、覚えてだけではあれなんですよ。やっぱり1年間やってみて、ああ、そうか、そういうことなんだというのが分かるというのはあるんですよ。（不規則発言あり）抜け道があつて。そうそう。そういう抜け道があるんです。

議事進行ないね。1年、やっぱりそうでしょう。1年間やってみて、何か何となく会議規則とか何か分かって、4年やってもなかなか分らなかったですよ。1期目じゃ本当に分からなくて、2期目でもなかなかという、私なんかはテンポが遅いものだから。

○林議員 すみません、話を大分昔に戻してしま

うようで大変に申し訳ないんですけども、8月5日の修正事項では、第16条の議会研修会というところになっていて、そこをちょっと見ていただきたいんですけど、そこにはまだ「議会は、この条例の理念を議員間で共有するために一般選挙を経た任期開始後、速やかにこの条例に関する研修を行わなければならない」というのが残っているんですね。これは不一致になっていて、すみません、私も何かが抜けているのかという感じはするんですけど、この条文を削除してしまっている、ちょっと事務局にも確認をしていただきたいんですけど、今の段階でこの条文はなくなってしまっているんですよ。それで、なくなるのを了としたのは、この検証のところで、研修について含めた考え方をすることを確認して、私はこの第16条の（2）を削除することを了としているので、今、この検証のところに研修を含めるのは、ちょっと違うというふうに言われると、では、条例の研修というのはどこでやるのかなというのが、もう1回疑問として出てきてしまいますので、ここには含まれないということではなかったと思っていますんですけども、ちょっと確認をお願いします。

○斎藤議員 議会の研修というのは、議会基本条例だけではないですよ。ほかのものもありますよね。ですから、もし抜けたとすれば、その条例を新たに入れるという形、作業をすればいいことであつて、ここに無理やり入れるということとは、またちょっと違うと思います。別の条文を起せばいいということになると思います。

○飯田議会事務局次長 8月5日の議論の中で、第14条の2項の5号のところ、各分野の専門的な知識を高めるために、学識経験を有する者による議会研修会を実施することというのがあるために、こちらのもともあつた第16条の1号、2号は削除するというので、8月5日、一致しているかと思っています。

ただ、第22条の検証のところ、この議会基本条例の研修についてどうするかというのは、また議論をしようというふうになっていたかというふうに思っております。

○森戸座長 そうすると、林議員がおっしゃっているように、研修をどうするかという議論、議会基本条例の研修ですよ、それをどこに入れるかということは議論しなければいけない。案1にするにしてもということですね。ちょっとすみません、こちらも失念をされていて。そうすると、第22条のところ、今、林議員からご指摘がありまして、議会基本条例の研修については、どうするかを議論しようということになっていたということでしたので、そこはきちんと議論をする必要がありますので、皆さんからのご意見を頂きたいんですけれども。

ただ、当初、確か、では、誰が講師になってやるのかとか、そういうことがあって、難しいのではないかという議論もあったかなと記憶しているんですけど、それは。

○林議員 そうです。確かに、この条例の研修をするときに、誰が講師になるのか、事務局が担うというのは違うんじゃないかということと、入れ替わりがあるので、例えば前期議長だった人が必ずしも、またここにいるということ、100%そうであるというふうには言いきれないので、どうしようかという中で、では、検証の部分を、検証をみんなでやることになるから、それを研修という形にすれば、24人全員が新人ということはまずないから、その前期の様子や議会の様子を知っている先輩の議員が新しい人に教えるという形がとれるのではないかということで、この検証と研修を兼ねるというようなことも、ちょっと話が出てとか、そういうことをしてほしいというふうに、私は提案をしましたので、できるんじゃないかと思っているんですが、いかがでしょうか。

○森戸座長 そういうご意見です。そういう意味

で林議員は第22条の中にそういう文言を入れた方がよいということですかね。

○林議員 文言を入れるという、文言を入れた方がいいということであれば、入れていただきたいと思いますが、そうすると検証は検証で条があるわけですから、なぜそちらに入らないんだということに、またなってしまうと思うんですね。なので、そこは運用ということで逐条解説とかに載せるということでもいいと思います。

○白井議員 時間がたつのは怖いもので。確か、私も林議員がおっしゃったように、研修に関しては別でという話を、要するに第16条から外したときに、別のところでそれを含まれていればいいという発言を、私もしたような覚えがありまして。

今、ちょっと事の経緯を見ていると、この第22条には恐らくなじまないと思いますので、いきなり研修という言葉が入るといことはなじまないと思いますので、運用は例えばそういうふうに、やり方として、林議員がおっしゃるように、検証するときにイコール研修にしようという話、運用になるかもしれませんが、要するに、初めて当選した議員向けに、この条例に関する研修に関しては、必ずどこかに別の条文を立てるか何かで盛り込んだ方がいいと、私は思います。

○森戸座長 今、運用の中で入れたらどうかということ、運用というか、逐条になるのかですね。新人議員ということですよ、主には。いかがいたしましょうか。それは、もしそういう形で逐条に載せてもいいということであれば、第1班の方で逐条解説として入れていただく、盛り込んでいただくということになるかなと思うんですけど。1班になるのか、2班になるのか。

○白井議員 すみません、私の言い方がまずかったかもしれませんが、私は条文を設けるべきというつもりで言ったつもりなんです。

○森戸座長 そうなんだ。分かりました。そうしたら、やっぱりこれ、第2班にお渡しします。2

班。1班ではなくて。結局、必要に応じてということもあるし、それから任期中に1回はどうかという意見もあって、なおかつ、では、どういうふうにやるのかというのは、もう少しやってみようという人が、ちょっと具体的なものをついたらどうかというご意見もありましたし、そういう意味でどういうふうにしたら議会研修を、議会基本条例の研修も含めてまとめたらいいかというのを、2班に投げたいんですが、いかがでしょうか。投げたいというか、ご議論いただければ。

○片山議員 もし、それは議論の場として2班でやっていただけるのはいいなとは思いますが、ある種議会研修会の議論で、第2項を削られているわけですけれども、また復活も考えながら、ちょっと検討していただければいいんじゃないかなとは思っています。

○森戸座長 片山議員のご意見は、「調査・研修・政策立案」の中の議会の研修の中にそれを盛り込んだらどうかということですかね。第14条。

○片山議員 だから、この検証のところに入れる方がいいのか、あるいはその場所をやっぱりこういうところに入れた方がいいのかということも合わせて第2班のところでもっともんでいただけるといいのではないかなと思います。

○森戸座長 では、研修について、議会基本条例の研修について、どこかに何らかの位置付けをした方がいいのではないかという意見と、条例で条文化した方がいいのではないかという意見とありますので、あとは削除してもいいのではないかというご意見もありましたので、その辺りをどういうふうに集約したらいいのかというのを、第2班の方でご議論いただけないでしょうか。どうですか。

○斎藤議員 今、2班で受けるのは、議会基本条例の研修について、この第22条に盛り込むのか、もとの第16条にあった方が据わりがいいのか、その検証とそれから必要に応じて行う検証の、特

に定期的に行う場合の検証の方法、システム、そういうものを協議するということでよろしいですか。

○森戸座長 そうですね。最低、任期中に1回は行うということでいけば、その行う中身ですよ。具体的にどういうもので。

○斎藤議員 では、2班でやります。

○森戸座長 ありがとうございます。

○斎藤議員 2班の班員の皆さん、是非よろしくをお願いします。

○森戸座長 2班の皆さん、よろしくお願いたします。まとまる方向に行くようによろしくお願いたします。

では、投げかけた内容はよろしいですか。議会基本条例の研修について、この第22条の中に入れるか、もしくは斎藤議員は第16条にもう1回復活させるかということですよ。ということになるのかな。ただ、第16条はなくなったんですか。第16条がなくなったので第14条の「調査・研修・政策立案」、ここに入れるかどうかなんです。

○飯田議会事務局次長 ナンバー39のシートなんですけれども、正副座長案として示されておりますが、第16条、議会研修会については、全部を削除するという提案がされて、各党派「○」という形で、こがおもは「○」と「×」って書いてありますが、概ねこちらで第16条の方の議会研修会からの削除というのは一致をされていると思うんですね。それで、もう1回、それはやり直すということになりますでしょうか。

○森戸座長 ナンバー39の、宮下議員がまとめたいただいた7ページ、8ページ目ですね。第16条、議会研修会、第2項は不一致である。また、新しい任期開始後の研修については、一致したとしても申合せ事項等で規定し、条例にまで規定しなくてもいいのではないか。第2項を削除するのであれば、第16条全部を削除し、第14条第5号の規定で十分ではないかということなんだね。これが。

○飯田議会事務局次長 それで、ここでは第16条からはもう削除するというので、まだ林議員からのご意見もありましたので、検証のところ、第22条でもう1回議会基本条例に対する研修についてはどういうふうに盛り込むのか、あるいは盛り込まないのかというのをもう1回議論しようというので残っていたかと思っています。

○森戸座長 ということだったと。それで、条例に盛り込んだ方がいいというご意見も、今、あったということですね。申合せでもいいと。だから、そこはまだ決まっていないですよ、どうするかが。だから、入れるとしたら、第14条の第5号に含めてしまうのか、それとも別立てで起こすのかということですね。

○飯田議会事務局次長 すみません、一応、第14条、第16条のところはかたまつたというふうに、ちょっと理解をしていたんですね。載せるとしたら、第22条のところでは載せるか載せないかということ議論されるのかなというふうに理解しております、もう1回第14条とかに戻って練り直すということになるのかどうかというところですが。第14条のところは一致をして、第16条のところは全部削除ということで、一旦は一致を見たかと思うんですが、もう1回練り直すということですか。

○森戸座長 はい、そうですね。そういうことですね。

ここも十分ではないかという宮下議員のこの書き方には、まだ一致していないということも含まれていたかなと思うので、ちょっとよく記憶が思い出せないんですが、多分そういうことなんだろうと思いますので、次長がおっしゃったとおりの方向だったかもしれないんだけど、もう一度ちょっと議論が戻ったかなと思いますので、行ったり来たりするんですが。

ですから、斎藤議員がおっしゃった第16条というよりも、第14条ということでご検討いただくと

いうことでよろしいでしょうか。第14条か第22条かですよ。

○白井議員 第22条が、あくまで検証のことを言っているの、そこに盛り込むことが適切かどうかというのは、やっぱり判断しないとけないと思う。それは、だから、第2班でやるとしても、ちょっと考え方として確認しておきたいのが、例えば、これ、第7章のタイトルが、今、「本条例の位置付け」というふうになっているんですよ。そのタイトルを変えることも含めて、新たに第23条みたいなものを設けることも、考え方としては別に問題ないのでしょうか。

○森戸座長 それも含めて、是非整合性がとれるものにしていただければと思います。第7章は「本条例の位置付け」ですものね。

では、よろしいですか。では、ナンバー45の条例の検証については、第2班にお願いしたいということで、よろしく願いいたします。

続きまして、どうしますか、47をやっておきますか。時間的に難しいかな。ちょっと説明だけしてもらいましょうか。（「私から」と呼ぶ者あり）どうします、私からしますか。44との関係があるんだね。では、私からやりましょうか。

47ですね。これは最高規範という表現について、前文のみとすると。第1項を、「この条例は、議会に関する基本的事項を定める条例であり、議会運営における規範的事項を定める」とする。第2項を、「議会は、議会に関する他の条例等を制定し、または改廃する場合には、この条例との整合性を図らなければならない」ということであります。

これは、最初の目的のところには位置付けて持ってくるということだったかなと思いますが。これについては、ほぼ自民党から若干ご意見を頂いております。

○中山議員 全体のバランスを考えまして、第1項は第1条と重複するため、削除する。第2項を

第2条にして、総則に含める。また、最高規範は前文にのみ記述するという意見で会派はまとまっております。

○森戸座長 ということなので、これは総則のところを持ってきてはどうかというのが正副座長の案です。（「だから、50のこっち関係して、ナンバー50とも関係してきますよ」と呼ぶ者あり）ナンバー50ですね。ナンバー50があると思いますが、第1条のみで章を立てることについてというのがあって、自民党からは、第21条の2項を第2条として、第1条と合わせて第1章の総則とすることを提案するという提案がされています。公明党も第1章について、第1条と第21条を連続して記載した方が望ましいと。民主党も、同じ意見なんです。第21条を第1章に移設してはどうかと。生活者ネットも第1章に持ってくる。市民会議も第1章に。こがおもは第1条のみで構成と。ただ、会派の意見も聞き、柔軟に対応しますということだったので、共産党もみんなの党も市民自治も「○」となっているので、これは第1章に移設してもいいという意味と捉えたんですね。それで、第1章に第21条を移すということにして、なおかつ第21条の文章については、第1条と第2条になるのかな。第2条として、この第1項に、この条例は議会に関する規範的事項を定めると第2項に、議会は議会に関する他の条例等を制定し、改廃する場合は、この条例との整合を図らなければならないという文言を持ってくるということですね。今ので分かりましたでしょうか。

○斎藤議員 そのとおりなんです、第2条と言ってしまおうと、今の第2条がありますから、とりあえず第1条の2と言っておいた方がいいのではないかなというのは。

○森戸座長 そうですね、第1条の2という形ですね。ほぼ皆さん、民主党がちょっと三角はないね。（「概ねここは一致したんだよ」呼ぶ者あり）だから、自民党が×になっているんですけど。

（「ここは「○」だよ」と呼ぶ者あり）自民党が×になっているんですけど、ナンバー50は。つまり、第1章に持ってくれば、これは「○」になるということですよ。（「そういうことです」と呼ぶ者あり）そういうふうに正副で解釈をいたしまして。いいですか。白井議員もいいですか。

○白井議員 それに関連して。要するに、今の第21条はなくなるということによろしいですか。

○森戸座長 そうですね。

○白井議員 ということは、第7章が第22条単独になるんですよ。

○森戸座長 ああ、そうか。

○白井議員 なので、さっきの第2班に宿題として、議題として振られた、研修を入れることに関しては、第7章のタイトルを変えて、別の条を立てると、二つ条文ができるのでいいのかなと、勝手に思っているんですけど。

○森戸座長 なるほど。

○白井議員 意見表明として。

○森戸座長 そこは第2班にお任せいたします。

○白井議員 分かりました。

○森戸座長 確かに第21条なくなれば、第22条だけですものね。（不規則発言あり）そうですね。では、そこは一致をいたしましたので、今、何か、もうパズルみたいになっているんですよ。

では、ナンバー47は決定ということによろしいですか。

あと、ナンバー48、すみません、ちょっとここまでまだ検討していなかった。どうしよう、これ、検討したのだけ。ちょっと待ってくださいね。

休憩します。

午後4時45分休憩

午後4時47分開議

○森戸座長 再開いたします。

それで、ちょっと、今日、ここまで行くという

見通しを持っていないくて、若干、ただ、皆さん、もう一致していますねということなんです、この第14条の第2項の(2)と(3)を一本化して、政策立案のために政策検討会を設置することというのはほぼ一致しているんですが、自民党から、専門的な意見を聞くときは第100条の2項が活用できるため、議員団の中で政策提言するために、限定した範囲での政策検討会とするというご意見を頂いています。市民の意見はパブリックコメントで聞くことが可能と考えると。

民主党からは、第7条に規定した参考人制度の専門的知見の活用と、市民参加の促進について、もう一度整理する必要があるのではないかというご意見も頂いております、ちょっとこの辺り、もう少し深めていかないといけないなと思っているんです。

ちょっともう1回、ここら辺り説明していただくことはできますか。

○中山議員 ここに関しては、専門的な意見を聞くというときには、第100条の2項の、ここに書いてあるとおりなんですけれども、委員会設置で活用して聞くことができるということで、政策検討会といってもいろいろな方向性があると思うんですが、ここでは議員団の中から政策提言するために限定した範囲での政策検討会とするということで、例えばよく市民参加というのを議論されていますけれども、この市民参加の部分に関しては、パブリックコメント等で政策に反映させるような参考意見を聞くことが可能と考えていますので、議会が議員提案をする、政策提言をしていくという中で、やはり我々議員団が自分たちの力で提言をしていくという方向性の中での検討会とすべきではないかというような結論に至ったということでもあります。

○森戸座長 議員団というのは会派ということですかね。

○中山議員 そうです。ここに、例えば市民の方

とかいろいろとまた入ってくるとまとまらなくなりますので、そういう意味で、そこに限定して政策検討会を立ち上げるというところでのお話に、限ってしているということになっています。

○森戸座長 市民は入らないということですかね。あくまで政策検討会は、会派、議員だけということですね。それは第100条の2項との関係、これが活用できるためというのは、どういうことなのでしょう。専門的な意見を聞くときは、第100条の2項が活用できるため。

○中山議員 ここは専門家の意見を聞くときには、第100条の2項で聞けるということですから。それから、市民の意見はパブリックコメントで聞くことができるということ、この3本立てになっているわけですね。

○森戸座長 政策立案については、政策検討会で議員だけで行うべきだということですね。

○中山議員 そうです。議員間での方向性の調整とか、政策の最終的な細かな部分の調整というのは、こういったところではできないのではないかと思います。

○森戸座長 分かりました。

民主党の第7条に規定したという。

○鈴木議員 そうなんです。第14条の2と3をこういう形で整理するということでは、これでいいんですが、改めてまた第7条を振り返って見たとき、ここにまた参考人が出ていると。やっぱり参考人とこの政策検討会、もちろん違うものというか、この違いをもう一度確認したいなと思って書かせてもらったということだけです。

○森戸座長 政策検討会というのは、あくまでも議員で行うものですよね、政策立案のための。参考人制度というのは、つくったものに対して専門的な知見で意見を聞くということですので、その違いがあるんじゃないかと。(不規則発言あり)参考人制度は、だから議案とか請願、陳情に対して参考人制度を活用すると。あとは、あれ、

何条になるんでしたか。第100条の前の調査権の発動で。第98条というのあったか。第98条による調査を行う場合に。第98条ですよね。そのときに、事務の検査ですかね。第98条ですね。そのときには参考人を行うこともあるということだと思うんですよね。ただ、政策検討会はあくまでも政策検討会ということになるので、ただ、政策検討会がもし公式であれば、それは参考人になるんですかね。市民の方に来てもらうという。（不規則発言あり）そういうことをおっしゃっているんだね。

（「何となくそれぞれが互いに引き合う、一方的なものではなくて、もちろんそれに対する意見を言うということをどういうふうに整理するかかな」と呼ぶ者あり）そうですね。分かります、大体見えてきました。すみません。

政策検討会で政策を立案するときに、市民の意見を聞きたいと、出てくる。専門的な知見を聞きたいということがあり得ると。そのときには、参考人制度を活用できるのかどうか。

○飯田議会事務局次長 宮下副座長がまとめていただいた、こちらの48の下の方に書いてありますとおり、参考人制度、公聴会制度につきましては、本会議、委員会で活用される制度でございます。それで、こちらの政策検討会の中で市民の意見を聴取したいという場合には、こちらに書いてございますように、議会が私からそういった市民の団体のところに出向くとか、あるいはパブリックコメントで意見を聴取するなどの方法が考えられるかと思えます。政策検討会の中で参考人や公聴会制度というのは、自治法上は認められていないというところがございます。

○森戸座長 そうすると、別の形でお呼びすることになりますね。（不規則発言あり）じゃ、何か確認できそうなので。

○白井議員 自民党のちょっとここのコメントが気になったので、確認したいんですけども、あくまでも議員間で政策提言するために作る政策検

討会だと、それは議員で構成した政策検討会というの分かるんですけども、市民の意見は要することにパブリックコメントで聞くことが可能だということを書かれているんですけど、ただ、今、ちょっとお話に出たような、例えば市民団体だったり、何かそういう関係者の市民のところ、例えば出向いて行ってとか、市民にちょっと来てもらって、一緒に協議するみたいなことは、できないというような、考えたくないというようなお考えでこのコメントを書かれているのですか。

○中山議員 それは違いました、ここである一定整理しないと、いろいろなものを立ち上げようという話になると、すごく複雑になっていくので、我々、全くやらないという話ではなくて、逆にこれは政策提言のために立ち上げることを、よければ当然必要なことだと思っていますので、そういう意味でいうと、専門家の意見を聞くときのパターンと議員間の中で政策提言するときの範囲での政策検討会と、それから市民の皆さんから意見を聞くときのパブリックコメントというところで、こういったところを切り分けて、これをより逐条解説で明確にしておけば混乱は起きないだろうという結果に、考え方に至ったんです。ですから、ちょっとどういうパターンが想定されるか分かりませんが、例えば何かの市民団体に、議員団で意見を聴取するという必要があれば、それは会派間で一致すれば、やればいいというふうな話になると思いますので、そこら辺はそんなに細かくこだわらないでいただければと思いますけど。

○森戸座長 あと生活者ネットから塩尻市議会基本条例を参考にしてはどうかというご意見を頂いています。これは第1班の中で、ちょっとまとめる中でご検討いただくということでもよろしいですか。

○林議員 すみません、私、これを入れたのが塩尻市で議会報告会などをやって、そこから市民の方の意見を聞いて、それをお返ししたり政策に活

かしていったりということをちょっと想定して書いてしまっているの、ちょっと違うのかなと思ったので、すみません、削除してください。

○森戸座長 ああ、そうですか。いいですか、削除して。分かりました。では、これは削除して、第14条の第2項の第2号と第3号を一本化するというので、これは決定させていただいてよろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○森戸座長 ありがとうございます。

ということで、ちょうど5時になりました。

では、本日はこのぐらいにして、議会基本条例策定代表者会議を終了することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○森戸座長 ご異議なしと認めます。

それでは、本日は、これをもって終了いたします。

午後4時59分閉会